

大阪市告示第1258号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年9月18日

大阪市長 横山 英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーサンコー中崎町店

大阪市北区中崎一丁目6番10号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

本庄公設市場事業協同組合 代表理事 西野 佳道

大阪市北区中崎一丁目6番10号

(3) 変更事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）1,643㎡

（変更後）1,287㎡

(4) 変更年月日

令和6年9月11日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社スーパーサンコー 代表取締役 西野 佳道

大阪市平野区喜連西一丁目18番64号

外1者

② 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

0 台

イ 駐輪場の収容台数

0 台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

なし

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
建物 1 階南側 再生利用対象物保管施設	4.4m ³
建物 1 階南側 一般廃棄物保管施設	9.5m ³
合計	13.9m ³

③ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社スーパーサンコー	午前 9 時 00 分	午後 11 時 00 分
株式会社ほっかほっか亭総 本部大阪支社	午前 10 時 00 分	午後 10 時 00 分

2 届出年月日

令和 6 年 9 月 3 日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番 10 号 A T C ビル O' s 棟南館 4 階

(2) 期間

令和 6 年 9 月 18 日 (水) から 令和 7 年 1 月 20 日 (月) まで (日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 7 年 1 月 20 日 (月)

(2) 提出先

上記 3 (1) に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)